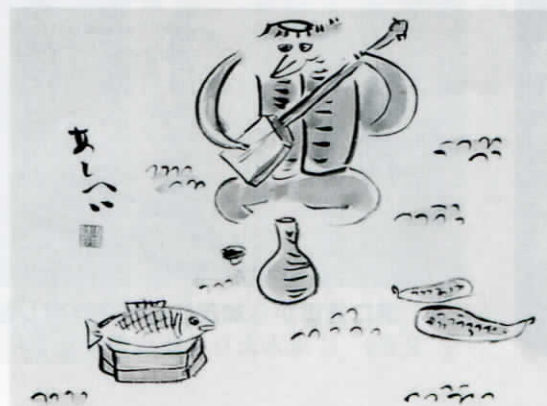
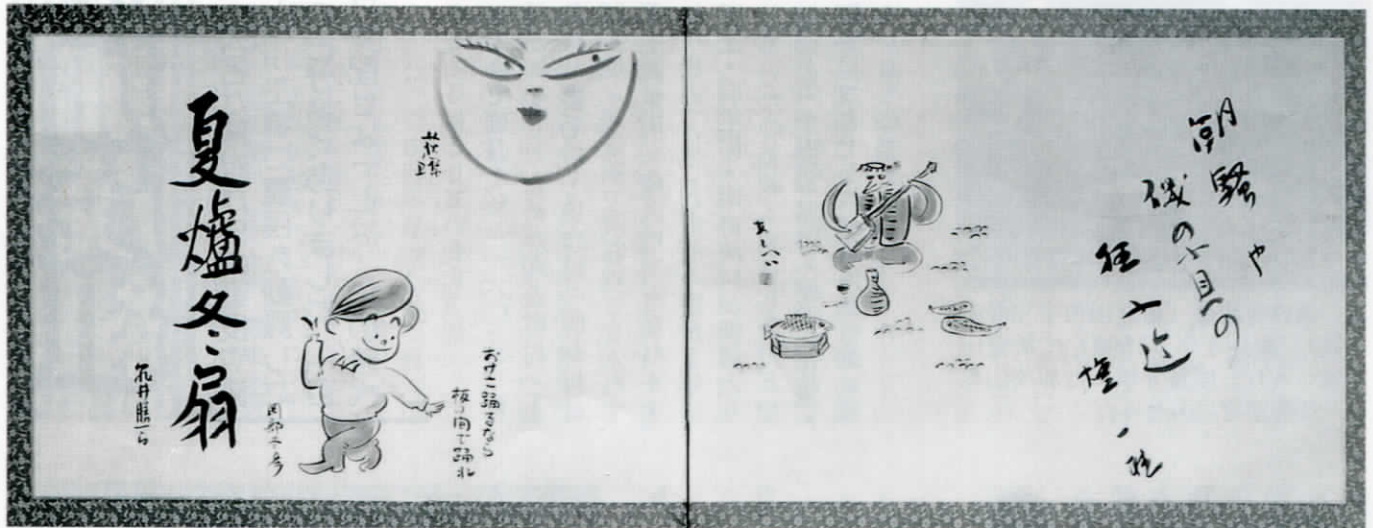


かも 市史だより

平成23年12月
No.24

◆編集発行 加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市教育委員会内市史編さん室 ☎0256(52)0080 内線480

■ 加茂市立図書館の「紙屏風」 ■



紙屏風 上製作品
昭和三十三年(文春講演会)
亀井勝一郎 火野葦平
檀一雄 岡部冬彦
荻原冬彦 合作
所蔵 加茂市立図書館

この屏風は昭和三十三年六月、文藝春秋新社主催の文化講演会が加茂小学校講堂で開催されたおり、講師であった亀井勝一郎(文芸評論家・火野葦平(作家)・檀一雄(作家)・岡部冬彦(漫画家)・荻原賢次(漫画家)の五名が揮毫した作品で、写真のような題箋がついています。

当時いづれも売れっ子の文筆家で、彼らの合作が今に残るのは実に貴重ということが出来ます。ちなみに亀井は「夏爐冬扇」(無駄なものたとえ)と熟語で記し、檀は「潮騒や磯の小貝の狂ふ迄」と俳句を寄せています。さらに火野と岡部・荻原はユニークな漫画を描いています。

紙屏風は加茂の特産でした。昭和五年より量産化され、昭和十年には業者二三百・年産二十万本を数え、三十九年でも十五軒・六万本の生産規模を誇っています。製品は七谷を中心とした地域の行商人が全国をめぐるって、そのほとんどを売り尽くしました。

来訪した著名人への揮毫の色紙ではなく、こんな「紙屏風」に描いてもらったところに、当時の加茂の気風と産業を感じることが出来ます。

(近現代部会 中山之隆)

近世初期の加茂組

幕藩制成立期の一七世紀には、大名が幕府からの軍役や普請役を命じられ、自領の城郭や河川工事に農民を動員したり、年貢取り立てを厳しく行うことが多くありました。「百姓は生かさぬよう、殺さぬように支配せよ」とは、この時代を表すことばです。

藩主直轄地と家臣知行地

この時期の新発田藩は地方知行といて召し抱える家臣に村々を与えて支配させました。加茂組の村々は当初家臣知行地で占められます。なかでも加茂町は枢要の地であったので、藩主秀勝の弟の溝口相模守の知行地となります。相模は加茂町肝煎の市川に年貢米のほか特別に毎年軍糧米を献上させる兵糧米役を課したり、越後一揆平定に協力した商人浅野五郎右衛門に刀・武器所持の特権

を与えるなどしています。

しかし慶長七年（一六〇二）、相模が死去したためか加茂町村・上条村・猿毛村・狭口村の四か村は闕所地（無継嗣で没収地）とされて藩主直轄地（蔵入地）となります。加茂組内ではこれ以前の慶長五年に田上・羽生田・川舟河村が御蔵入りしていたので蔵入地は七か村となり、下条・山島・湯川・坂田・井栗・塚野目など七か村は家臣知行地に残るかたちになりました。

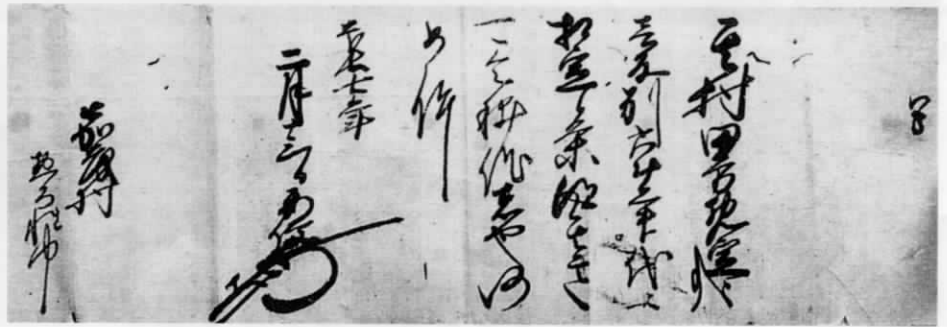


溝口氏前伯耆太守源秀勝公
法名性翁 澤見大居士遺像

▲ 溝口秀勝像（新発田市宝光寺所蔵）慶長3年（1598）に新発田城へ入り、慶長5年には加茂山の一揆勢鎮定にあたった

蔵入地と代官

蔵入地とは藩主が直接支配する直轄領で、初代藩主溝口秀勝や二代藩主宣勝の慶長・元和期には藩主在城時には細々としたことまで直接藩主から村あてに出しています。慶長七年に加茂町が御蔵入りしたとき、今後加茂の年貢を反別六斗二升と低く定めるので、農民は耕作に意欲をも

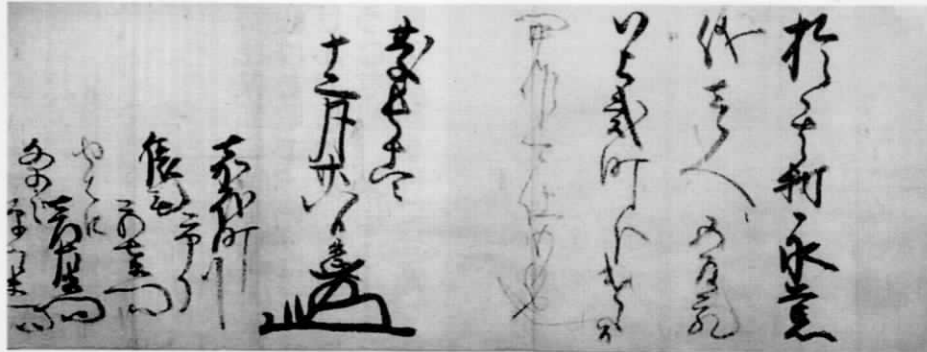


▲ 溝口秀信から加茂村百姓中へ申し渡した達し（本町 古川 洗氏所蔵浅野家文書）1反あたりの年貢を6斗2升と定めている

って専念するよう達した文書、同十四年の加茂町など四か村の炬役米（本百姓が負担する屋敷米）を今後銀子で納めよとする達し、加茂町の市川ら四か村の肝煎に給田として五反ずつ、村方に荒地三町歩を与えるので開発せよとする免状などが藩主が留守中なので秀勝嫡子の秀信（二代藩主宣勝）から出されています。これら蔵入地の実際の支配は、武頭（侍組の将）クラスの上級家臣や側近衆に預け、彼らを蔵入地代官に充ててするのであります。慶長十七年の「御蔵納・同弘方帳」（『新発田藩史料』三）によれば、加茂組の加茂・上条・猿毛・狭口の四か村は武頭で一二六〇石知行の入江九左衛門と井上久助（四〇〇石）代官所、田上・羽生田・川舟河などは郷司溝口奎（一〇六〇石）代官所となっています。寛永四年（一六二七）二代藩主宣勝が代官衆に出した法度には、百姓が逃亡しないよう配慮しつつも、年貢はその年のうちに取り切ること、もし困窮した百姓が春に種籾や夫喰米を借りたいと願い出たら代官の裁量で貸し付け、そのうえで年貢未納の百姓が出たら、その百姓からでなく代官から証文を取ると達します。代官に管轄地域（代官所）の経営責任を一層持たせようとする政策で、そのため代官は百姓を「十人組」に組織し、人質をとって逃亡しないようにせよと申し渡しました。

「走り」の時代

この時代、蔵入地の代官や知行地給人の課す年貢や重い労役を忌避して村を逃亡（「走り」という）する事件が相次いで、村は不安定な状況にありました。溝口氏が新発田に入った直後に実施した慶長三年（一五九八）検地は、一反三六〇歩制をとって、石盛（収獲高の査定）は上・中・下の等級に関係なく田方は一石



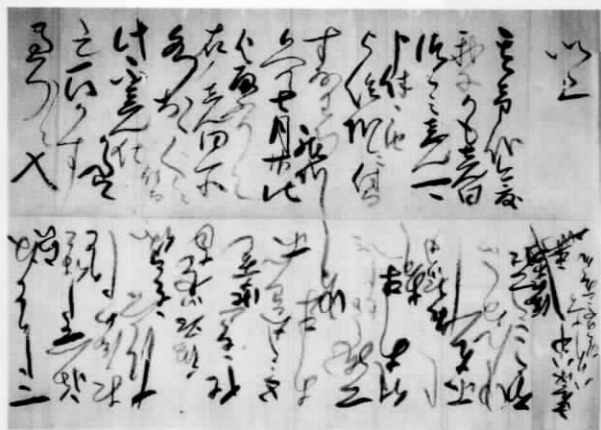
▲ 溝口秀信の加茂町村・猿毛村・狭口村・上条村の肝煎あて免状（浅野家文書）
4か村の肝煎に荒地開発を促している

三斗、畠方は五斗の比率斗代（反当収量）で村高を算出しています。しかもできるだけ多くの年貢を得るため、耕作を放棄していた荒田畑も一定の石盛で村高に組み入れたため、実勢を超えた村高となっていました。ちなみに下条村は二〇五六石余の村とされていましたが、このうち一五六石余（村高の五六%）が荒れでした。こうした村高を前提にして労役を課せば農民の負担は重くなります。

一方、年貢はこれも上・中・下の等級に関係なく、田方・畠方の合計面積に比率物成斗代（反当収取高）を乗じて上納すべき物成高（「現石」）を検地で決めました。したがって新発田領では次の検地で新しい物成斗代が決まるまで上納すべき物成高は決まっているので定免となり、百姓にとってはその年の損毛分をどれだけ引いてもらえるかが問題となるのです。

慶長十四年の春、溝口式部（二〇〇〇石）の知行所だった湯川村（田上町）で年貢をめぐる人質を取られていた家を除き、村民がこぞって走った事件が起きています（『田上町史』通史編）。同じ頃、隣の左代官所の田上村の農民を扇動して走らせようとした加茂の彦左衛門を探して拘留せよと命じた秀信の書状も残っています（本町 古川洗氏所蔵浅野家文書）。

寛永七年（一六三〇）、加茂組代



▲ 加茂新田の堤防普請につき新発田藩代官の達し（浅野家文書）

官が組内四か村の農民を動員して加茂川の加茂新田堤を築造する工事を始めたとき、重い足米（人足）負担を嫌って多くの逃亡者が出ました。そのため「組取御宿」役（組のまとめ役）をしていた加茂町肝煎の浅野三九郎は代官の非を新発田表に訴え、過重な足役中止を訴えます。藩は翌八年、雨続きの天候を理由に工事の延期と代官の課した足役を停止すると村側の要求を認めました。代官による農民使役は公共工事ではありませんが、それが農民の農業専念の妨げとなれば代官の責任となったのです。

もう一つ、年貢未納の農民から人質を取るとはどういうことをさすのでしょうか。少し時代が下がります

表 加茂組丸田村の未進百姓の状況

未進百姓	未進高	所持田畑	状況
儀左衛門	10俵3斗	1町歩	息子忠上平右衛門に奉公、女房は人質に。秋に田畑・子とも売る予定。
平七	10俵2斗	7反歩	人質となる者はいない。
六左衛門	10俵4斗5升	8反歩	息子は溝口市郎兵衛に奉公人、娘を人質に。
与助	10俵1斗8升	9反歩	近匠（ちかたくみ）の奉公人、女房は人質に。
彦左衛門	10俵4斗8升	8反歩	息子を高久次郎兵衛に奉公人。
善右衛門	9俵3斗5升	9反歩	女房は人質に、秋には「能き百姓」になれる。
与三兵衛	11俵	1町3反	江戸藩邸の奉公人に出る。「つぶれ百姓」とする。

が、同じ加茂組の村であった丸田村（五泉市）の万治三年（一六六〇）の「丸田村御未進米之事」（田上町教委所蔵吉沢家文書）を表に掲げました。同村の未納者七軒の処置を代官に伺ったものですが、これらの多くが給銀を得るために家中諸士の雑役奉公に出され、その女房が「証人」（人質）となっていたのです。

（近世部会 佐藤賢次）

加茂町と上条新町の……

酒造・市場出入り

上条新町は元禄三年（一六九〇）に上条村の者が七谷口に設けた町で、始めは加茂町の商人と対抗するほどではありませんでしたが、町屋が増加するにつれ加茂町と商いを競うようになり、文化三年（一八〇六）、ついに加茂町と上条新町の間で訴訟事件に発展します。

事件の発端

そのきっかけは、同年九月、幕府が米価低落を理由に酒造は自由にして良いとの触れを出したことです。このとき、上条新町の喜右衛門（姓遠藤）が新規に酒造を行いたいとして、その許可願を上条村を管轄する水原代官所に提出許可を受けて酒造の準備を始めたことに対し、同年十二月加茂町酒



▲ 寛保2年（1742）の加茂町絵図（上段）と上条村絵図（加茂市立図書館所蔵）
2点とも、画面上方を横切るのが加茂川。上条新町は加茂町の上流に位置し、元禄3年（1690）の大火以降に水運と陸運を生かして発展し、次第に加茂町と商い上の利害が対立するようになった



▶ 事件の顛末を記した「上条新町市場一件・紙一件訴状済口写」（上条 相田吉雄氏所蔵）

造人より猛烈な抗議がおこります。上条村では事態を重くみて、庄屋中沢太郎兵衛の指示で当分酒造を見合わせることにし、その旨を加茂町に伝えました。しかし、加茂町の酒造人で町の庄屋を勤める市川正兵衛ら四人が喜右衛門の家に押し掛け、加茂町を管轄する石瀬代官所（旧岩室村）の命令として「酒造を中止し諸道具を封印せよ」と勝手に酒造蔵に踏み込み、四つの造桶の中へ「怪しい粉のようなもの」を投げ込み捧で掻き回し帰るといふ事件となります。そのため四つの桶の仕込み分は残らず腐り酒となってしまいました。

文化四年（一八〇七）二月、喜右衛門は市川正兵衛など四人を相手取り、かれらの理不尽な行為と上条新町の酒造稼ぎを妨害しないように石瀬代官所へ訴え出ます。これに対して加茂町は、上条新町で商いを始めるさいには、加茂町商人の役米を負担し、加茂町の承

▶ 訴状の控え 喜右衛門倅仁二郎ら訴状を提出した上条新町の惣代三名と、相手方となった加茂町の庄屋・町年寄ら一五名の名がみえる



諾が必要だ。上条新町が昔からの申し合わせを破り、新規に酒造を企てたり、在々から持ち出される商い物を引き止め市場同様に勝手に売買しているのは許せない。酒造願いを取り下げよう。上条新町に命じて欲しいと述べています。

上条新町の江戸出訴

かくて上条新町では江戸出訴を決め、同年四月、一五八人の総代として喜右衛門の倅らが江戸へ上り、幕府勘定奉行所へ訴状を提出しました。五月には勘定奉行松平兵庫頭等連署の目安裏書（訴状が受理されると、その裏側に審理日を記入し、訴訟人に返却した。訴訟人はこれを相手側に示し出廷を促すもの）を頂戴して帰国し、翌日上条村庄屋等八人が加茂町庄屋市川正兵衛方へ行き、目安裏書を渡しました。上条新町が幕府勘定奉行所に提出した訴状には、上条新町が市川正兵衛などから日頃受けているいやがらせを詳しく述べ、是非なく訴訟におよんだとして、喜右衛門の酒造稼ぎに対する妨害を止め、加茂町はこれまでの損失分を償い、上条新町の諸商いには干渉しないこと、市立て場所についてははこれまでの仕来りを守り、以後理不尽な行為をしないことなどを加茂町側に命じて欲しいとあります。

兵庫
若狭

相違申上条新町事一併内渡候旨文
相違申上条新町事一併内渡候旨文

指申 江戸出訴文

幕府勘定奉行所
幕府勘定奉行所
幕府勘定奉行所

▶ 訴え受理を示す幕府勘定奉行の署名と内済（和解）証文

加茂町側の反論と内済

文化四年六月、幕府勘定奉行連署の目安裏書通り江戸の松平兵庫頭宅で審理が始まると、加茂町側は次のように反論します。「もともと上条新町の商人たちが住居している場所は、元禄三年加茂町より出百姓が加茂町商人役米を負担してきた場所で、酒造は勿論、他の商売であっても、きちんとした商売を始めるときは加茂町へ相談するのが仕来りである。喜右衛門が加茂町の了解なしに酒造を始めたのは誠意に欠ける。したがって、加茂町が上条新町に対して行った行為は決して理不尽ではない。さらに在々より加茂町市場へ持ち出す商い物を上条新町で差し止め、店貸し商いをさせている。これは

加茂町市場の差し障りになるので止めるように申し入れたが、今般種々のことを申し立て出訴したのには心得がたい」と。

この加茂町と上条新町の訴訟は、同年十二月になって、奉行の勧めで双方よく話合って内済（和解）することに決めます。決着した奉行所あて内済証文には、

①喜右衛門の酒造については、加茂町酒造人らに相談しなかったのは不行届きであるが、幕府のお触れにより始めたもので、これについて訴えを起こしたものは加茂町酒造人等の心得違いである。以後、酒造は幕府のお触れには差し障らず。もっともこの末、他より出店をする場合には、加茂町へも相談の上願書を出すこと。

②在々より持ち出す市日の諸商い物は、加茂町の市場内を上・中・下の三か所に分け傍示杭を立てて区切り、傍示外では他より持ち出す商人には店貸し等はしてはならない。これは加茂町の言い分通りとする。

③そのほか、自分の店での商いは双方思うままに行っても、互いに干渉しない。
要するに酒造一件については上条新町の主張を認め、市場一件については加茂町の言い分を是としたのです。

（近世部会 松永克男）

絵画

に魅せられた若者たち

アジア太平洋戦争がようやく終息した昭和二十年（一九四五）、国力の消耗にあえぐなかで、その年の十一月に新潟市のデパートを会場にして公募展「文化祭新潟美術展」が開催されました。これが現在も継続している「県展」の第一回です。苦しい

生活の続くなかで驚くほど多くの人が創作に情熱を注ぎ、日本画・洋画・彫塑・工芸と多彩な作品が寄せられました。

加茂地域からも応募入選した人がいました。日本画の番場春雄、

加茂が生んだ

天才画家

栢森義氏再度

入選の榮を擲ふ



加茂が生んだ天才画家として、昨年（一九四四）の「県展」に出展し、その成績を認められた加茂の天才画家、栢森義氏は本年も「県展」に出展し、再度入選した。栢森氏は加茂の出身で、幼少から絵に秀でていた。栢森氏は加茂の出身で、幼少から絵に秀でていた。栢森氏は加茂の出身で、幼少から絵に秀でていた。

▲ 栢森義の帝展入選を報ずる新聞記事（昭和3年10月15日付『新潟新聞』）

洋画の栢森義、田中道久の名が見えます。やがて日本画の橋本龍美、洋画の船久保喜一郎、田代純夫らも加わります。

番場春雄は五年前に上京して日本美術院会員の郷倉千朝に師事し、院展に出品入選の経験を持っています。

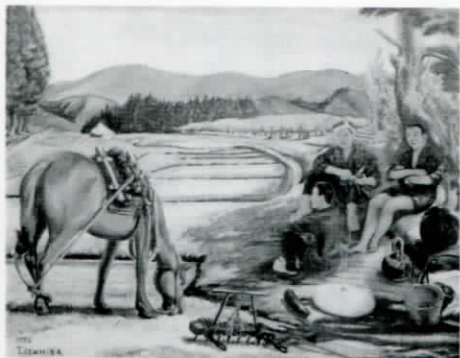
栢森義は二十四年前に上京して洋画家岡田三郎助に師事し、光風会展始め、文部省主催の帝国美術院展覧会（帝展）など中央での入選歴は数多く、すでに画家としてひとり立ちしていました。

田中道久も十二年前に上京し、洋画家小林萬吾に師事したのち東京美術学校（現東京芸術大学）で本格的に洋画を学び、画家の道を歩み出していました。

船久保喜一郎も加茂で自営業に従事しながら二十年近く描き続け、中央の白日会展や光風会展にも出品入選を重ねていました。

田代純夫は旧姓荒海、この人も小学校教員を勤めながら二十年描き続けています。

「県展」当初の入選者名を見ると、どの部門も彼らのような、専業画家・作家が経験豊富なアマチュアが大半を占めています。特に、後者が各地域から多く応募してきているのを見ると、戦前にはすでに地域での創作活動の素地は相当できていたと考えられます。そのレベルがそっくり戦後に持ち越されたのでした。



▲ 泉田恒一の第1回旧県展入選作品（長谷 泉田九郎家所蔵）

では、戦前はどのような状況だったのでしょうか。

まず、特筆してよいのは、昭和五年（一九三〇）から同十八年（一九四三）の間に十三回にわたって開催された公募展「県展」（便宜上以下「旧県展」と呼びます）です。これは終始民間の有志が運営し、中央で活躍中の画家を審査員として招く、という本格的なものでした。当初は洋画中心で始めて、ゆくゆくは日本画や彫塑・工芸も対象にして、帝展になぞらえる規模にするという構想だったそうですが、実現には至りませんでした。

「旧県展」は回を追って各地のアマチュアを大いに刺激し、育てました。加茂地域から出品した若者としては前出の田中道久、船久保喜一郎、田代（荒海）、純夫のほかに、阿部良雄、泉田恒一、久保徳雄、高井進児（信次）、田口鍊弥、新田哲弥、野本

日影三といった名前を見ることがで

加茂耕土社

洋画展覧會

加茂町における洋画の愛好者を組織する「耕土社」の第七回洋画展覧會は来る十二月一日午前八時半から加茂小学校禮堂において開催することに決定した。出品點數は五十餘點で種別は油畫、水彩畫、炭畫、パステル等で何れも同人皆人である。

▲ 加茂耕土社の展覧會を報ずる記事（昭和4年11月29日付『新潟新聞』）

きます。とりわけ田中、船久保、田代、阿部、高井、田口、新田、野本らは地元で「耕土社」というグループに属して切磋琢磨しています。これは栢森義が上京する大正九年（一九二〇）に結成したといわれ、農林学校や加茂尋常高等小學校の文化祭に合せて校内で展覧會を開いたりしています。

「旧県展」が開催されると積極的に出品を重ねながら加茂以外の同志を知り、視野と知識を広げてゆきます。延々夜行列車に乗って中央の展覧會を見に行く若者も少なくなくなってきたそうです。

こうして着実に洋画という新しい文化が加茂の地にも根付いたのです。が、大正、昭和戦前の若者たちが何をきっかけに、どこで洋画の魅力を知ったのか、今ひとつ解明し切れなないのが現状です。

（新潟県立図書館 本井晴信）